災害時非常無線通信の協力に関する協定(横浜市アマチュア無線非常通信協力会) 新旧対象表

(下線部改正点)

現行

災害時非常無線通信の協力に関する協定(横浜市アマチュア無線非常通信協力会)

横浜市と横浜市アマチュア無線非常通信協力会 (以下「協力会」という。)の間に<u>、</u>次のように協 定を締結する。

なお、<u>昭和47年8月20日</u>に締結された「災害時 非常無線通信の協力に関する協定」は、これを廃止 する。

(趣旨)

第1条 この協定は、電波法(昭和25年法律第131号)第52条第4号に定める災害(以下「災害」という。)が発生し、または発生するおそれがある場合の非常通信について、横浜市が協力会に協力を求める場合の手続き等を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 横浜市長(以下「市長」という。)は<u></u>横 浜市内に災害が発生し<u>,または</u>発生の<u>おそれ</u>がある 場合の災害情報の収集及び伝達について協力会の 協力を必要とするときは<u>,</u>協力会に加入している無 線局に協力を要請することができる。

<u>2</u> 前項により要請を受けた無線局は<u>,</u>情報の収集 及び伝達に協力するものとする。

改正案

災害時非常無線通信の協力に関する協定(横浜市ア マチュア無線非常通信協力会)

横浜市と横浜市アマチュア無線非常通信協力会 (以下「協力会」という。)の間に<u>、</u>次のように協 定を締結する。

なお、<u>平成16年6月17日</u>に締結された「災害時 非常無線通信の協力に関する協定」は、これを廃止 する。

(趣旨)

第1条 この協定は、電波法(昭和25年法律第131号)第52条第4号に定める災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生する恐れがある場合の非常通信について、横浜市が協力会に協力を求める場合の手続き等を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 横浜市長(以下「市長」という。)は、横 浜市内に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合 の災害情報の収集及び伝達について協力会の協力 を必要とするときは、協力会に加入している無線局 に協力を要請することができる。

- 2 災害状況により緊急を要すると判断し、前項の 要請を待たずに無線局が災害情報の収集及び伝達 を行ったときは、無線局へ協力の要請があったもの とみなす。
- <u>3</u> 前<u>2</u>項により要請を受けた無線局は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。
- 4 市長は、横浜市内で実施される地域防災拠点等 における通信訓練等においても、協力会に加入して いる無線局に協力を要請することができる。

(協力要請の手続)

第3条 前条第1項の規定により無線局に協力を 要請する場合の要請手続は、横浜市総務局<u>危機管理</u> 対策室長(以下「<u>危機管理対策室長</u>」という。)が 担当する。ただし、状況により区長または消防署長 が担当することができる。

(通信統制)

第4条 無線局が第2条第<u>2</u>項の規定により通信活動を行う場合は<u>, 危機管理対策室長</u>が指定する無線局の統制に従うものとする。

(補償)

第5条 第2条第<u>2</u>項の規定により通信活動中の協力会の会員<u>に人身事故が発生した場合の補償は</u>横浜市消防団員等公務災害等補償条例(平成9年<u>10月3日横浜市条例第60号)の規定の例による。</u>

(報告)

第6条 協力会の会長(以下「会長」という。)は協力できる無線局の状況について,毎年3月末日までに別に定める様式により市長に報告するものとする。

(通信訓練等)

第7条 市長は<u></u>,第2条第<u>2</u>項の規定による円滑な 通信活動に寄与する日常の通信訓練等に対し、協力 するものとする。

(協力要請の手続)

第3条 前条第1項の規定により無線局に協力を 要請する場合の要請手続は、横浜市総務局<u>危機管理</u> 室長(以下「<u>危機管理室長</u>」という。)が担当する。 ただし、状況により区長<u>又は</u>消防署長が担当するこ とができる。

(通信統制)

第4条 無線局が第2条第<u>3</u>項の規定により通信 活動を行う場合は<u>、危機管理室長</u>が指定する無線局 の統制に従うものとする。

(補償等)

第5条 第2条第<u>3</u>項の規定により通信活動中の協力会の会員が、それらの活動に起因して死亡し、 負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合においては、横浜市震災対策条例(平成25年2月28日横浜市条例第4号、)第36条第1項の規定に基づき、補償できるものとする。

2 通信活動中の協力会の会員が、それらの活動を 遂行するに当たり、他人に損害を与えた場合(当該 損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過 失による場合を除く。)において必要があると認め るときは、横浜市震災対策条例第36条第2項の規 定に基づき、賠償できるものとする。

(報告)

第6条 協力会の会長(以下「会長」という。)は協力できる無線局の状況について、毎年4月末日までに別に定める様式により市長に報告するものとする。

(通信訓練等)

第7条 市長は、第2条第<u>3</u>項の規定による円滑な 通信活動に寄与する日常の通信訓練等に対し、協力 するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項は、市 第8条 この協定の実施に関して必要な事項は、市 長と会長とが協議して定める。

この協定の成立を証するため協定書2通を作成 し,両者記名押印のうえ各1通保有する。

平成 16 年 6 月 17 日

横浜市 横浜市長 中田 宏

横浜市アマチュア無線 会 長 西山藤一郎 非常通信協力会

(協議)

長と会長とが協議して定める。

この協定の成立を証するため協定書2通を作成 し、両者記名押印のうえ各1通保有する。

平成25年月日

横浜市 横浜市長 林 文子

横浜市アマチュア無線 会 長 斉藤文三 非常通信協力会